試験研究用等原子炉施設における原子力災害に備えた
大洗町屋内退避及び避難誘導計画

令和３年７月　策定

大洗町

目次

第１章　総則・・1
１.計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２.計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
３.計画の修正・見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第２章　基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
１.対象地域・・2
２.緊急事態に応じて実施する防護措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
３.避難先・・・9
第３章　町民等の避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
１.一般町民の避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
２.要配慮者の避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
３.児童等の避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
４.一時滞在者の避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
５.外国人への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
第４章　避難所の開設・運営等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
１.開設・運営等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
２.避難所における要配慮者の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
３.避難状況の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
４.避難が長期化した場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
第５章　安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施・・・・・・・・・・・・・・17
１.安定ヨウ素剤の配布・服用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
２.避難退域時検査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
第６章　町民の避難等に係る広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
１.国，県等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
２.広報媒体の効果的活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
３.広報のタイミング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
４.広報の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
５.わかりやすい広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
６.広報において留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
第７章　複合災害への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
１.避難先が被災した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
２.避難経路が不通になった場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
３.原子力災害の同時発災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第１章　総則

１．計画の目的

本計画は，「大洗町地域防災計画（原子力災害対策計画編）」（以下，「地域防災計画」という。）に基づき，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（以下，「機構大洗」という。）における試験研究用等原子炉施設「常陽（高速実験炉）」・「HTTR（高温工学試験研究炉）」・「JMTR（材料試験炉）」において，原子力災害が発生または発生するおそれがある場合に，町民等に対する放射線の影響を最小限に抑えるための防護措置を確実に実施できるよう必要な事項を定めるものである。

２．計画の位置づけ

本計画は，地域防災計画の一部として位置づけ，本計画に定めのない事項については，地域防災計画によるものとする。

また，本計画は，国が定める「原子力災害対策指針」及び茨城県の「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」と整合を図り策定するものである。

３．計画の修正・見直し

本計画は，現時点における基本的な考え方をまとめたものであり，今後，「原子力災害対策指針」や「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の改定をはじめ，関係機関等との協議，本町の各種対策の検討，検証等を踏まえ，随時，必要な修正・見直しを行うものとする。

第２章　基本的事項

１．対象地域

「原子力災害対策指針」において，町民等の被ばくに対する防護措置を短期間で的確に行うためには，施設の特性等を踏まえて，異常事態の発生を仮定し，あらかじめその影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で，重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下，当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとしている。

なお,原子力災害対策重点区域は,原子力発電所で事故が発生し緊急事態となった場合に,放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を開始する「ＰＡＺ」（Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域）と，予防的な防護措置を含め，段階的に屋内退避や避難を行う「ＵＰＺ※1」（Urgent Protective action Planning Zone：緊急防護措置を準備する区域）の 2 種があり，災害リスクや施設からの距離等に応じて，いずれかを設定することとされているが，国の指針において，研究炉施設の原子力災害対策重点区域は，ＵＰＺとされている。

この国の指針を踏まえ，試験研究用等原子炉施設である「常陽」・「HTTR」・「JMTR」については,「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」において，原子力災害対策重点区域の範囲を試験研究用等原子炉施設からおおむね半径 5km としていることから，本町における原子力災害対策重点区域は「港中央」・「大貫町」・「神山町」・「成田町」とし，UPZ と位置付けることとする。

※1. UPZ（Urgent Protective action Planning Zone）：緊急防護措置を準備する区域
段階的に屋内退避，一時移転，避難を行う区域のこと

【原子力災害対策重点区域】

対象事業所	原子炉施設	原子力災害対策重点区域		
		区域の範囲	対象地域	人口※2
機構大洗	常陽	UPZ おおむね半径 5km	港中央 大貫町 神山町 成田町	4,816 人
	HTTR			
	JMTR			

※2. 平成 27 年国勢調査に基づく

【原子力災害対策重点区域の対象地域及び範囲】

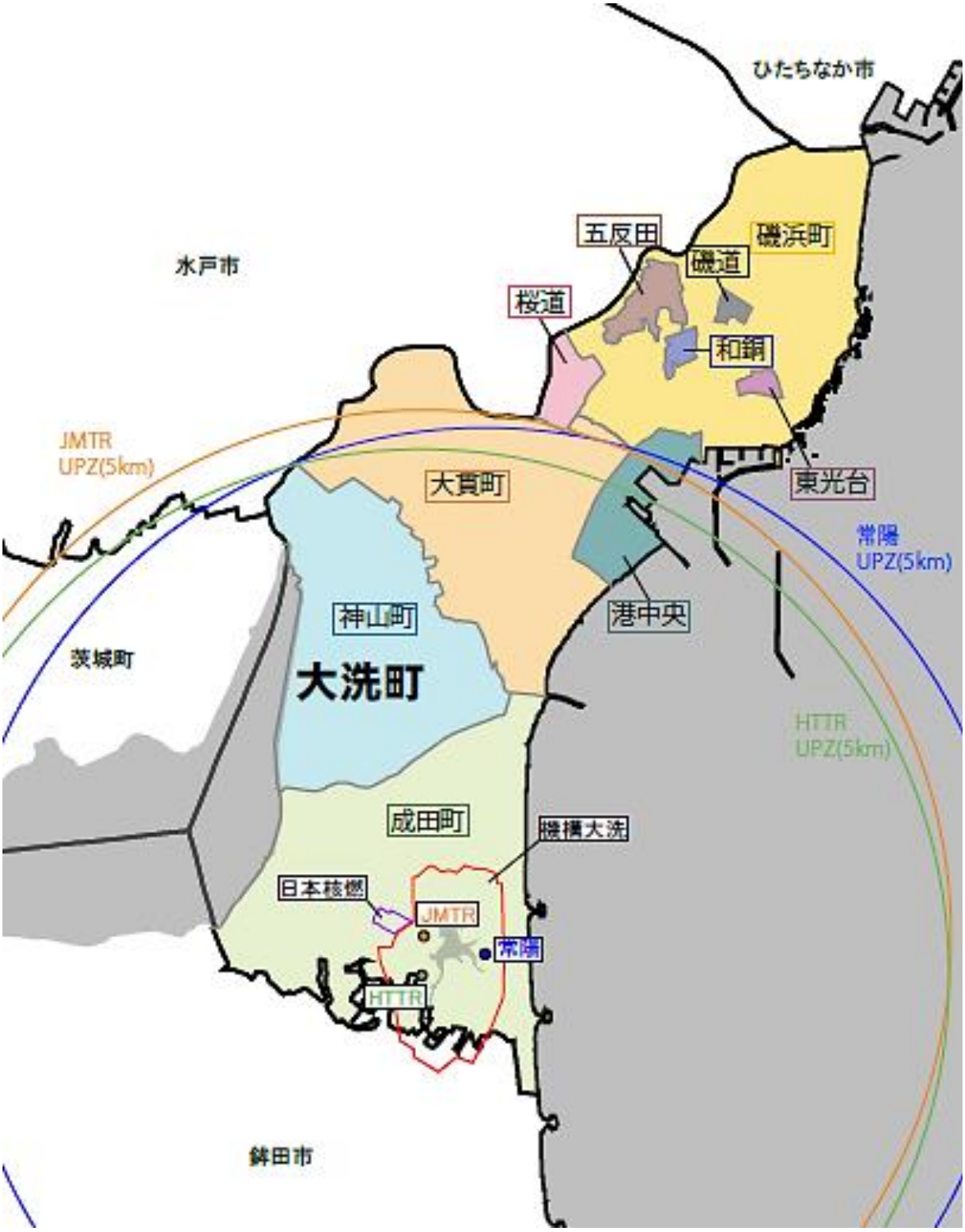

２．緊急事態に応じて実施する防護措置

町は，試験研究用等原子炉施設において放射性物質もしくは放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合，国，県からの指示及び独自の判断により，防護措置対象地域に対して，必要に応じた防護措置を講じるものとする。

そのため，試験研究用等原子炉施設の緊急事態区分（警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態）に応じた防護措置を段階的に実施するものとする。

【緊急事態区分（施設の状況［ＥＡＬ※3］）】

原子力施設の状況に応じた「緊急事態の区分」は，次のとおり。

ただし，これらの事態は，必ずしも順序通りに発生するものではなく，事態の進展により，全面緊急事態に至るまでの時間間隔がない場合等もあり得る。

警戒事態【AL※4】

原子力施設において，公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが，異常事象の発生，またはそのおそれがあるため，情報収集や緊急時モニタリング等の準備を開始する必要がある段階。

▼

施設敷地緊急事態【SE※5】

原子力施設において，公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため，緊急時モニタリングの実施等により，事態の進展を把握するための情報収集の強化を行う段階。

▼

全面緊急事態【GE※6】

原子力施設において，公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため，その影響を回避，低減する観点から，迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

※3. EAL（Emergency Action Level）：緊急時活動レベル
　緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準
　なお，緊急事態を判断する EAL の概要は１２～１３ページのとおり。

※4. AL（Alert）の略称

※5. SE（Site area Emergency）の略称

※6. GE（General Emergency）の略称

【緊急事態区分に応じた防護措置フロー】

事故等の発生 → 事故の進展

緊急事態区分		警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	（OIL2）空間放射線量率 20μSv/h 超過	（OIL1）空間放射線量率 500μSv/h 超過
防護措置	町民等	—	屋内退避準備	屋内退避	1 週間以内に一時移転	1 日以内に避難
	要配慮者	—	屋内退避準備	屋内退避 避難準備		

※OIL1 または OIL2 に該当しない地域は屋内退避を継続
※なお，放射性物質放出後の防護措置の実施を判断する OIL の概要は P.6 のとおり。

（１）放射性物質放出までの防護措置

町民等については，施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し，全面緊急事態の段階において屋内退避をする。

要配慮者（高齢者・障害者・外国人・乳幼児・妊産婦・傷病者・入院患者等）については，施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し，全面緊急事態の段階において屋内退避をするとともに避難先及び輸送手段を確保するなど避難準備を開始するものとする。

屋内退避の指示が発せられた段階では，帰宅することを原則とするが，自宅のある地域が既に避難の対象となるなど，職場，学校等からの帰宅が困難な場合には，滞在している場所に屋内退避するものとする。

【屋内退避】

自宅や職場，最寄りの公共施設などの建物内に避難することで，放射性物質の吸入を抑制するとともに，ガンマ線等を遮蔽することにより，被ばくの低減を図る。

屋内退避は，放射性物質や放射線の異常な放出のおそれのある場合や空間放射線量率が避難等の基準に満たない場合をはじめ，避難等の指示が行われるまで待機する場合，または，避難等の実施が困難な場合において実施する。

（２）放射性物質放出後の防護措置

放射性物質放出後は，緊急時モニタリングによる空間放射線量率の測定結果を防護措置の実施を判断する国の定めた基準値である運用上の介入レベル（以下，「OIL※7」という。）と照らし合わせ，必要な防護措置を実施することとする。

基準値を超える空間放射線量率が測定された地域は，測定値に応じて避難または一時移転を実施し，放射性物質や放射線の放出源から離れることにより，被ばくの低減を図る。

【避　　難】判断基準：空間放射線量率（地上 1m）　500μSv/h 超過

空間放射線量率等が高い，または高くなるおそれのある地点から速やかに（1 日以内）離れるために緊急で実施するもの。

【一時移転】判断基準：空間放射線量率（地上 1m）　20μSv/h 超過

緊急の避難が必要な場合と比較して，空間放射線量率は低い地域ではあるが，日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため，一定期間（1 週間以内）のうちに当該地域から離れるために実施するもの。

【OIL と防護措置】

基準の種類	空間放射線量率等	必要な防護措置
OIL1	500μSv/h （地上 1m で計測した場合の空間放射線量率）	数時間内を目途に区域を特定し，避難等を実施 （移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
OIL2	20μSv/h （地上 1m で計測した場合の空間放射線量率）	１日以内を目途に区域を特定し，地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施
OIL4	β線：40,000cpm （皮膚から数 cm での検出器の計数率）	避難基準に基づいて避難した避難者等へ避難退域時検査を実施して，基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施

※7. OIL（Operational Intervention Level）：運用上の介入レベル
　　放射性物質放出後の防護措置の実施を判断するための基準

【安定ヨウ素剤の予防服用】

甲状腺がん等を発生させる可能性がある甲状腺被ばくを低減するため，放射性ヨウ素が体内に取り込まれる前に，安定ヨウ素剤を服用することにより，放射性ヨウ素の甲状腺への到達量の抑制を図る。

【避難退域時検査（スクリーニング），簡易除染等】

避難退域時検査は，「放射性物質放出後における避難や一時移転の実施」に合わせて実施するもので，基準値を超えた放射性物質が確認された場合は，簡易除染等を行う。

【OIL に応じた防護措置フロー】

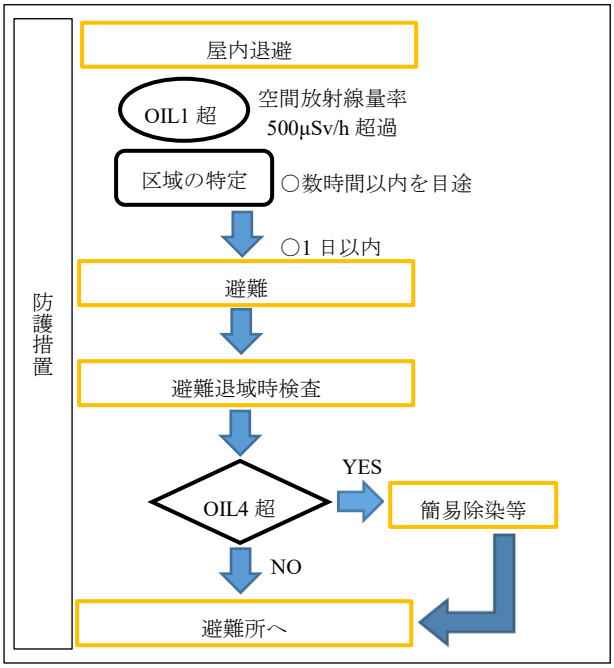

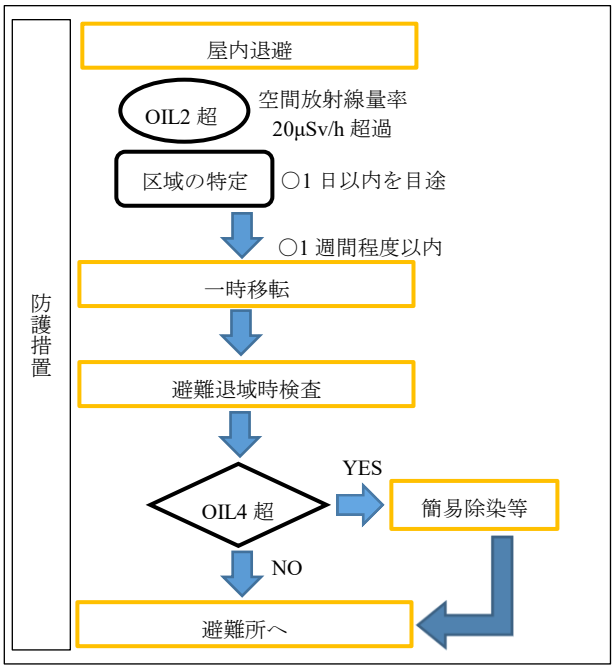

（３）避難または一時移転を判断するモニタリング（計測）の実施

避難等の判断は，「茨城県『屋内退避及び避難誘導計画』ガイドライン」に基づき，原子力災害対策重点区域と各対象研究用等原子炉施設との間に常設された各対象地域に最も近いモニタリングポストで測定された空間放射線量率を用い，OIL と照らし合わせて判断を行う。

【各対象地域の判断基準となるモニタリングポスト】

対象地域	判断基準となるモニタリングポスト
港中央，大貫町	大貫局
神山町，成田町	Ｐ－４

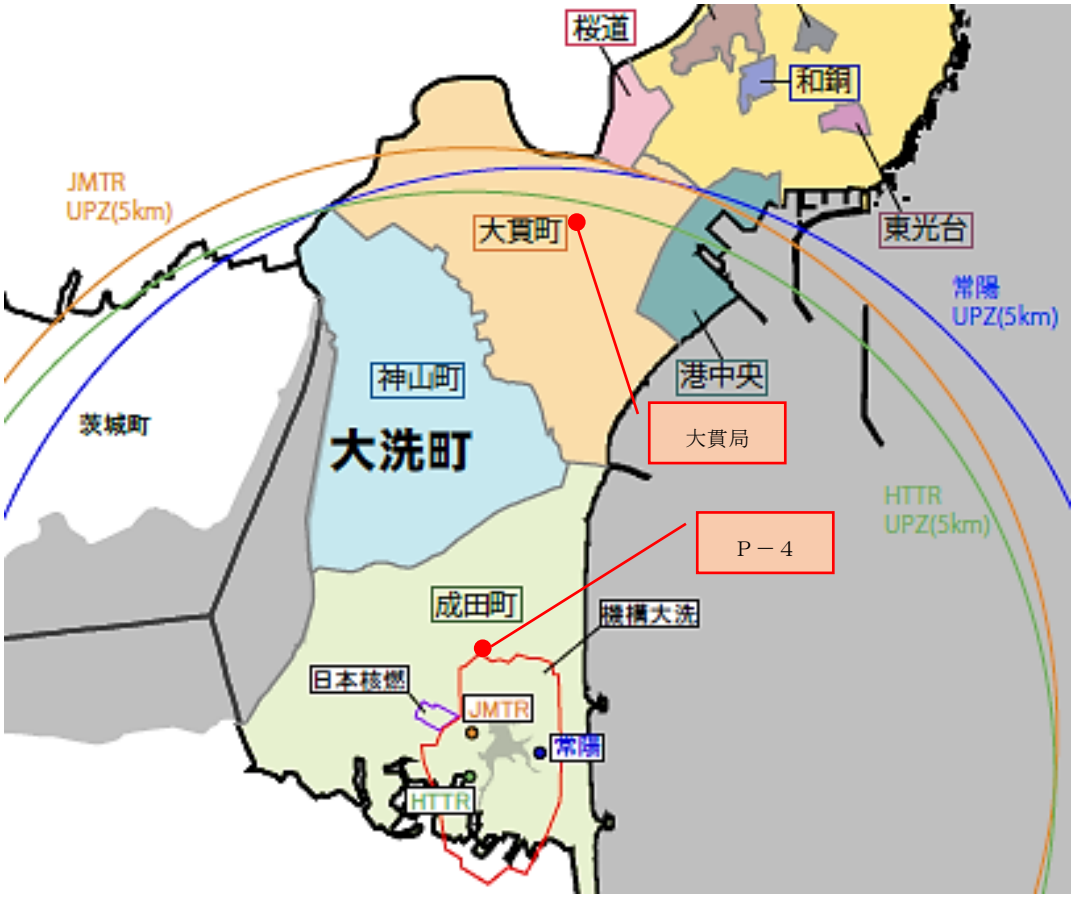

３．避難先

町民等が避難所に円滑に避難するためには，防護措置を実施する基準に基づき，あらかじめ地域ごとの避難先を定め，周知しておくものとする。

避難単位は行政区ごととし，避難先は試験研究用等原子炉施設からおおむね半径 5km の UPZ 外である磯浜地区とし，町民等は町が定めた避難経路に従って避難先に避難する。

その際，中継避難所に立ち寄ってから，指定された避難所に避難する。

町は，避難者の受入及び避難可能な避難所への案内を行うため，わかりやすい施設を中継避難所として設定し，当該施設にて町民等が円滑に避難所へ避難することができる支援体制づくりに努める。なお，避難所は，全施設を一斉に開設するのではなく，避難者数に応じて順次，開設していくものとする。また，町が開設した避難所以外（UPZ 外の親戚・知人宅等）へ避難するにあたっては，避難退域時検査により放射性物質の付着がないことを確認したうえで移動するものとする。

避難経路については，国道 51 号・水戸鉾田佐原線・長岡大洗線・大洗友部線の幹線道路を基本として定め，避難する町民等や車両等が錯綜しないように配慮することとする。なお，機構大洗の南側に隣接する「ゆうもあ村」については，試験研究用等原子炉施設への接近を防ぐため，国道 51 号を鉾田方面へ向かい，UPZ 外の県道等を迂回して避難先へ避難することとする。

避難にあたっては，自家用車での避難を基本とするが，要配慮者や自家用車を持たない，あるいは使用しない町民等は，一時集合所または中継避難所へ移動したのち，公的機関が手配したバス等により避難するものとする。なお，港中央及び大貫町の町民は，一時集合所を経ずに，直接，中継避難所である大洗小学校へ向かうこととする。

【避難元及び避難先】

<table>
<tr><th colspan="2">避難元</th><th rowspan="2">避難経路</th><th colspan="2">避難先</th></tr>
<tr><th>行政区</th><th>一時集合所</th><th>中継避難所</th><th>避難所</th></tr>
<tr><td>港中央</td><td rowspan="2">（一時集合所は設けない）</td><td>水戸鉾田佐原線</td><td rowspan="2">大洗小学校</td><td rowspan="6">大洗町中央公民館
大洗文化センター
第一保育所
祝町幼稚園特別棟
大洗鷗松亭
かんぽの宿大洗
など</td></tr>
<tr><td>大貫町</td><td>長岡大洗線
水戸鉾田佐原線</td></tr>
<tr><td>神山町</td><td rowspan="2">南小中学校</td><td>大洗友部線
水戸鉾田佐原線</td><td rowspan="4">第一中学校</td></tr>
<tr><td>成田町</td><td>国道 51 号
大洗友部線
水戸鉾田佐原線</td></tr>
<tr><td>うち，
ゆうもあ村</td><td>（一時集合所は設けない）</td><td>国道 51 号※5
（鉾田市方面へ向かう）
子生茨城線
水戸神栖線
内原塩崎線
水戸鉾田佐原線</td></tr>
</table>

【避難元及び避難先】

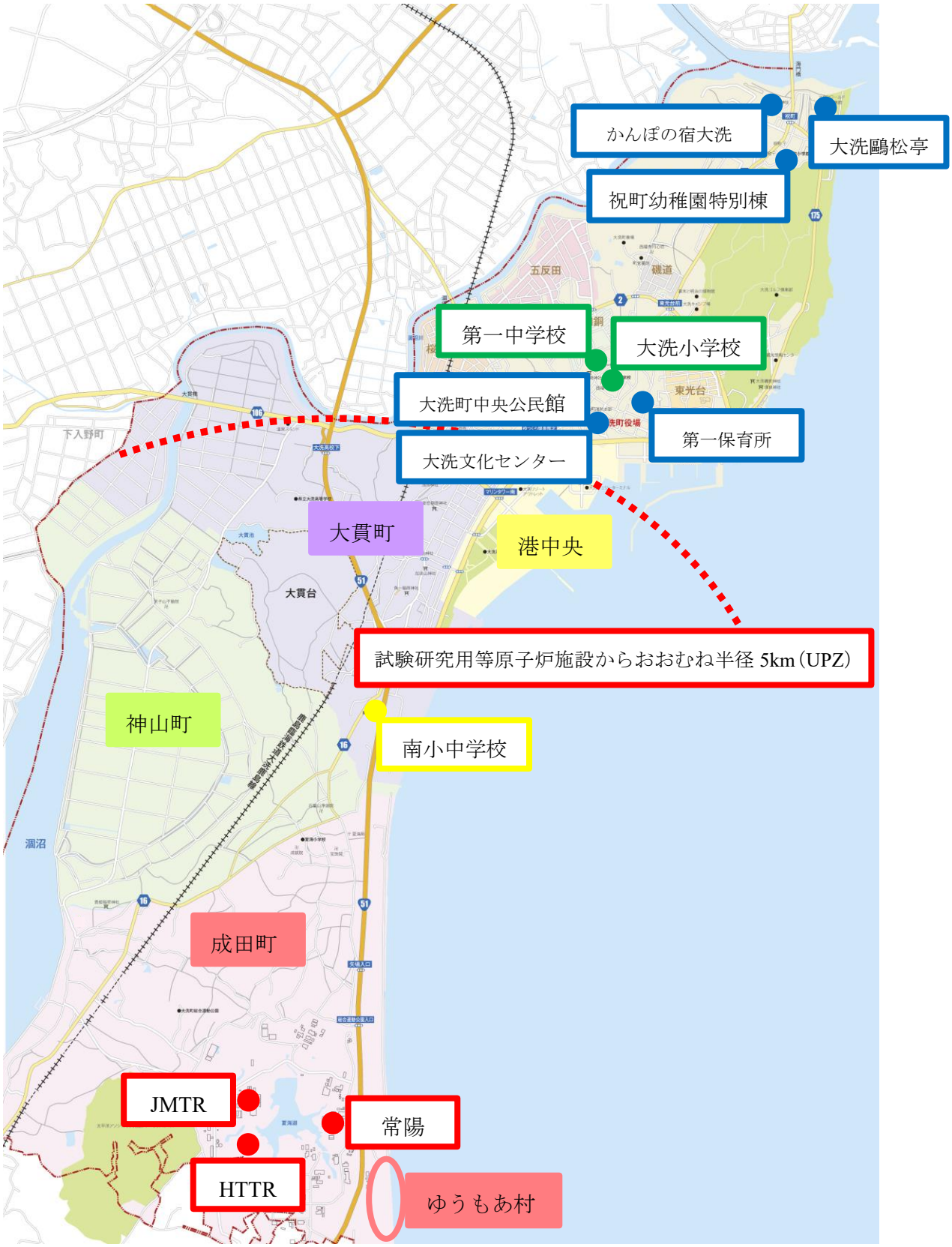
かんぽの宿大洗
大洗鷗松亭
祝町幼稚園特別棟
第一中学校
大洗小学校
大洗町中央公民館
第一保育所
大洗文化センター
大貫町
港中央
試験研究用等原子炉施設からおおむね半径 5km（UPZ）
神山町
南小中学校
成田町
JMTR
常陽
HTTR
ゆうもあ村

（参考）

【緊急事態を判断するＥＡＬの概要】

（１）常陽

緊急事態区分	判断基準例
警戒事態 【AL】	・大洗町または鉾田市において，震度 6 弱以上の地震が発生 ・運転中，2 系統ある非常用交流電源から 1 系統のみの電気の供給（15 分以上継続），または外部電源喪失（3 時間以上継続）
施設敷地緊急事態 【SE】	・運転中，原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいの発生 ・運転中，主冷却系による除熱機能が喪失した場合の残留熱除去機能の喪失 ・運転中，全ての非常用交流電源から電気の供給の停止（5 分以上継続）
全面緊急事態 【GE】	・非常停止が必要な場合において，制御棒の挿入不能 ・運転中，原子炉を冷却する全ての機能の喪失 ・運転中，全ての非常用直流電源から電気の供給の停止（5 分以上継続） ・その他原子炉施設以外に起因する事象（地震，竜巻，テロ等）が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され，または放出されるおそれがあり，原子力事業所周辺の町民の避難を開始する必要がある事象が発生

（２）HTTR

緊急事態区分	判断基準例
警戒事態 【AL】	・大洗町または鉾田市において，震度 6 弱以上の地震が発生 ・原子炉の非常停止が必要な場合において，原子炉を停止する全ての機能が喪失（原子炉の非常停止が必要な場合において，原子炉を停止する全ての機能が喪失し，かつ，原子炉を冷却する全ての機能が喪失した場合を含む） ・原子炉運転中若しくは崩壊熱除去運転中において，原子炉を冷却する全ての機能が喪失 ・使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合（当該貯蔵プールの水位が通常水位から-1000mm 低下，または当該貯蔵プールの水位を直接的または間接的に測定できない場合であって，24 時間以内に通常水位-1000mm まで復旧不可または水位の確認ができない場合） ・燃料による閉じ込め機能が低下した場合（「1 次冷却材放射能高」警報が発報）において，原子炉冷却系障壁を喪失（「C/V 圧力高 C/V 隔離」警報が発報）
施設敷地緊急事態 【SE】	・燃料による閉じ込め機能が低下した場合（「1 次冷却材放射能高」警報が発報）において，原子炉冷却系障壁を喪失（「C/V 圧力高 C/V 隔離」警報が発報）し，かつ，原子炉格納容器の障壁を喪失し，さらに，非常用空気浄化設備が不作動

全面緊急事態 【GE】	・その他原子炉施設以外に起因する事象（地震，竜巻，テロ等の外的事象）が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され，または放出されるおそれがあり，原子力事業所周辺の町民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生

（３）JMTR

緊急事態区分	判断基準例
警戒事態 【AL】	・大洗町または鉾田市において，震度 6 弱以上の地震が発生 ・使用済燃料貯蔵施設の水位が基準水位から 0.5m 低下
施設敷地緊急事態 【SE】	・使用済燃料貯蔵施設の水位が基準水位から 2.0m 低下，または当該貯蔵施設の水位を直接的または間接的に測定できない場合
全面緊急事態 【GE】	・使用済燃料貯蔵施設の水位が基準水位から 2.0m 低下，または当該貯蔵施設の水位を直接的または間接的に測定できない場合，かつ，純水補給設備等による給水が不能 ・その他原子炉施設以外に起因する事象（地震，竜巻，人的行為）が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され，または放出されるおそれがあり，原子力事業所周辺の町民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生

第３章　町民等の避難

１．一般町民の避難

一時移転，避難の指示が発せられた場合には，指示内容を十分に確認し，自家用車等による避難を開始するものとする。なお，渋滞の抑制や避難先での駐車場の確保の観点から，可能な限り複数人の乗り合いにより避難をする。

また，自家用車を持たない，あるいは使用しない町民等は，一時集合所または中継避難所へ移動したのち，公的機関が手配したバス等により避難するものとする。

町は，中継避難所が収容可能人数に達した場合またはその見込みがある場合に，順次，避難所を開設するものとし，町民等は，中継避難所を経由して指定された避難所へ避難することとする。

【避難のフロー】

〇原則

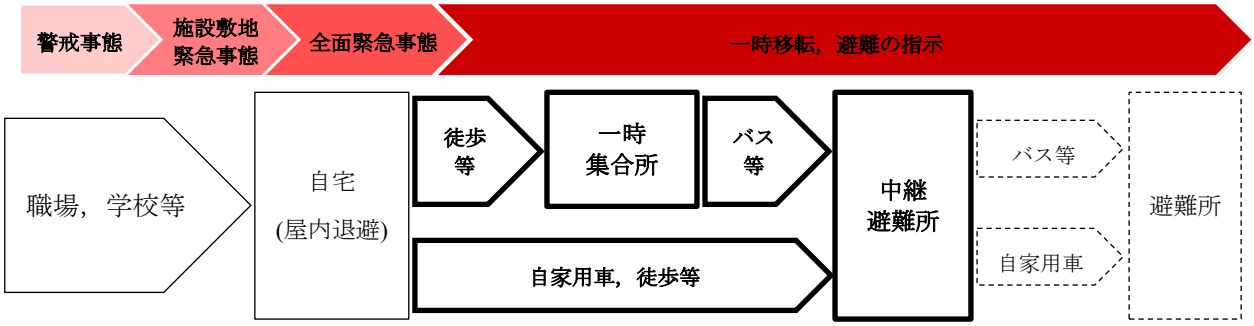

〇帰宅が困難な場合

２．要配慮者の避難

一時移転，避難の指示が発せられた場合には，次のとおり避難を開始するものとする。

なお，町は，国，県及び関係機関の協力を得て，社会福祉施設等の輸送手段の確保に努めるものとする。

（１）社会福祉施設等入所者

社会福祉施設等の管理者は，あらかじめ定めたUPZ外の社会福祉施設等に受入れを要請し，準備が整い次第，入所者をUPZ外の社会福祉施設等へ避難させる。

なお，あらかじめバスや福祉車両等の避難手段を確保しておくものとする。

（２）病院入院患者

病院等医療機関の管理者は，あらかじめ定めたUPZ外の病院等に受入れを要請し，準備が整い次第，入院患者をUPZ外の病院等へ避難させる。

なお，あらかじめバスや福祉車両等の避難手段を確保しておくものとする。

（３）避難行動要支援者

避難行動要支援者は，避難支援等関係者（親族・民生委員・消防団・自主防災組織・自衛隊等）の協力を得て，あらかじめ定めた個別計画等に基づき避難する。

【避難のフロー】

〇避難行動要支援者

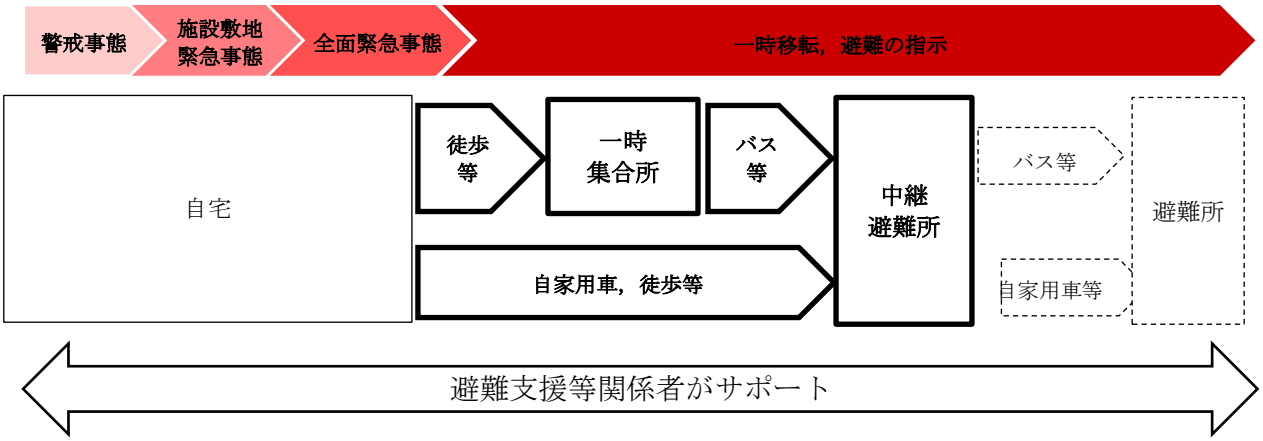

３．児童等の避難

園児・児童・生徒等（以下，「児童等」とする。）の在園，在校時に原子力災害が発生した場合，施設管理者は，あらかじめ作成した避難マニュアルに基づき，児童等を保護者に引き渡すこととし，原則として，児童等は自宅から避難を実施するものとする。

なお，学校等からの帰宅が困難な場合，または保護者への引き渡しができない児童等は，滞在している場所に屋内退避するものとし，避難等の必要が生じた場合は学校等からの集団避難を行うものとする。

４．一時滞在者の避難

町は，観光客等の一時滞在者に対して，施設敷地緊急事態の段階で帰宅することを勧告するものとし，防災行政無線や広報車を用いるほか，報道機関や観光関連団体等を通じて，適切に情報提供を行うものとする。

避難が指示された段階で帰宅できない場合は，最寄りの一時集合所または中継避難所から町民とともにバス等により避難を行うものとする。

５．外国人への配慮

町は，外国人に対して，原子力災害の状況，屋内退避・避難指示情報等が正確に伝わるよう，防災行政無線・広報車・テレビ・ラジオ・ホームページ・SNS 等を活用し，適切に情報提供を行うものとする。

第４章　避難所の開設・運営等

１．開設・運営等

町は，避難の必要が生じた場合に，一時集合所，中継避難所及び避難所を開設するものとし，その旨を速やかに町民等に周知するとともに円滑な避難誘導に努める。

また, 避難所の運営については, 避難者及びボランティア等の協力を得て行うものとする。

なお，町は，避難者が避難所の受入れ人数を超える等避難所の運営に支障が生じるまたはそのおそれがある場合には，県と協議・調整のうえ，他の避難所を確保するものとする。

２．避難所における要配慮者の支援

社会福祉施設入所者及び病院入院患者については，各施設職員が支援を行い，避難行動要支援者については，家族が中心となって支援を行うものとする。

町は，支援要員の不足が生じ，またはそのおそれがある場合は，国，県に要請し，医療，福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

なお，町は，必要に応じ，福祉避難所を開設するものとする。

３．避難状況の確認

町は，警察・消防本部・自主防災組織等の協力を得て町民が避難済みであること等の確認を行うものとする。

避難者の所在について，避難所に避難した町民は，避難者名簿により確認し，避難所以外に避難した町民については，警察や消防本部のほか避難した町民からの情報等をもとに確認するものとする。その際，個人情報の取扱いには十分配慮するものとする。

なお，町民は，避難する際に避難済みであることを，避難することが困難な町民は，支援が必要であることを示す目印を玄関等に表示するものとする。

４．避難が長期化した場合の対応

町は，避難が長期化した場合は，国，県と連携し避難者がホテルや旅館等へ移動できるよう努める。

また，町は，国，県と連携し応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，賃貸住宅等の活用及びあっせんにより，避難所の早期解消に努めるものとする。

第５章　安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施

１．安定ヨウ素剤の配布・服用

（１）　安定ヨウ素剤の配布・服用の指示

放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため，町は，国，県の指示及び独自の判断により，安定ヨウ素剤の配布・服用を指示するものとする。

（２）安定ヨウ素剤の配布場所

安定ヨウ素剤の配布については，一時集合所のほか複数の受け渡し窓口を設ける等，避難・服用自体を遅延させない工夫及び被ばくを避けるための方策を講じるものとする。

避難が指示された段階で帰宅できない一時滞在者は，最寄りの一時集合所等から町民とともに避難する際に，安定ヨウ素剤を受け取るものとする。

２．避難退域時検査の実施

避難退域時検査は，避難者や他の者及び環境に対して影響を及ぼすほどの放射性物質の付着（汚染）がないことを確認するため，次のとおり行うものとする。

・検査の対象は，避難指示を受けた町民等及びその携行物品等とする。
・県は，国，市町村，指定公共機関及び原子力事業者等が連携協力し，国が定める手順に従い町民等の検査及び除染を行う。
・検査については，避難所等にて実施するものとする。
・検査の結果，基準（OIL４）を超える付着が確認された場合は，簡易除染（着替え，ふき取り等）を行う。

第６章　町民の避難等に係る広報

１．　国，県等との連携

町は，原子力災害発生時の混乱を防止するため，町民等及び報道機関への情報提供，避難等の伝達に関し，国，県，防災関係機関及び機構大洗と密接に連携し迅速に広報を行うものとする。

２．広報媒体の効果的活用

町は，町民等への情報提供に関し，防災行政無線・広報車・テレビ・ラジオ・緊急速報メール・ホームページ・ＳＮＳ等を効果的に活用するものとする。

３．広報のタイミング

町は，あらかじめ広報のタイミングを整理しておくものとする。

また，情報の空白期間が生じることによる誤った情報の拡散や様々な混乱の発生等を防止するため，特段の状況変化がなくても，繰り返し定期的に情報提供を行うものとする。

【広報のタイミング例】

・警戒事態，施設敷地緊急事態，全面緊急事態に至った場合
・特別な体制（災害対策本部設置等）をとった場合
・原子力災害の状況等に大きな変化があった場合
・屋内退避，避難等を指示する場合
・放射性物質が放出された場合
・その他情報提供が必要な場合

４．広報の内容

町は，あらかじめ作成する広報文例に従い，状況に応じ次の項目について広報を実施する。

なお，各段階や場面に応じたわかりやすく正確で迅速な広報を行うこととする。

【広報の内容例】

・原子力災害の状況及び環境への影響
・町や関係機関の対応状況
・町民等の取るべき行動
・屋内退避，避難等の指示
・一時集合所，中継避難所，安定ヨウ素剤配布場所
・その他必要と認める事項

５．わかりやすい広報

町は，情報提供に際し，情報の発信元を明確にし，わかりやすい広報を心がけるとともに，視聴覚障害者や外国人等にも配慮し，報道機関等の協力を得て，テレビやラジオ等における字幕や文字放送，外国語による放送等を活用するものとする。

６．広報において留意すべき事項

各段階の広報については，次のとおり留意する。

・「落ち着いて，町からの指示を待つことが重要」ということに重点を置く。
・具体的な行動を求める段階では，対象となる地域名及びとるべき行動を具体的に示し，対象地域に，重点的な広報を行う。また，対象地域外では，対象地域でないことを明確にした上で，協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。
・町民に求める行動が地域に応じて異なる場合は，措置の相違を具体的に説明し，対象地域を具体的な地域名等で明示し，地域に応じた広報を行う。
・一時集合所及び避難所等での情報不足による混乱を回避するため，定期的に情報を提供する。

第７章　複合災害への対応

１．避難所が被災した場合

町は，避難所の被災状況及び避難受入れの可否について早急に確認を行うものとする。

なお，避難所が被災し避難の受入れが困難となった場合，町は県と連携し，大洗町隣接または隣々接市町村域（茨城県原子力安全協定上の市町村域（鉾田市は除く）：水戸市・笠間市・ひたちなか市・那珂市・小美玉市・茨城町・城里町・東海村）で，第二の避難先を確保する。

２．避難経路が不通になった場合

町は，避難経路が被災した場合に備え，代替避難経路の確保に努めるものとする。

３．原子力災害の同時発災

試験研究用等原子炉施設及び日本原子力発電株式会社東海第二発電所との同時発災の場合，2 段階の避難を避けるため，東海第二発電所の事故進展状況を踏まえ，必要に応じて柔軟に対応を切り替えることとする。